

平成20事業年度財務諸表等に関する意見書

平成21年 6月25日

独立行政法人国立国語研究所
所長 杉戸清樹 殿

監事 窪川 秀一

監事 工藤 真由美

独立行政法人通則法第38条2項の規定に基づき、独立行政法人国立国語研究所の平成20事業年度の決算について監査したところ、適法に処理されており、財務諸表、事業報告書及び決算報告書のとおり相違ないことを確認します。